

亀城公園にぎわい BOX 設置・企画運営業務委託の質問書の回答

| 番号 | 項目                             | 質問内容   | 回答   |
|----|--------------------------------|--|--|
| 1  | 基本仕様書内 P2<br>5 仕様書等(2)ア(ク)について | 基本仕様書の 2 頁、5 仕様等(2)(ク)について、既設立物(便所・四阿)の建築確認証、検査証はありますか。<br>また、どこを敷地として確認申請を出すのか教えて欲しいです。   | 便所については、確認済証、検査証はあります。<br>四阿については、建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)第 6 条 2 項(増築の 10 m <sup>2</sup> 以下)に該当するため確認済証、検査証はありません。<br>建築確認申請の範囲について別紙 1 のとおりです。   |
| 2  | 基本仕様書内 P2<br>5 仕様書等(2)ア(コ)について | 基本仕様書の 2 頁、5 仕様等(2)(コ)について、便所から給水を引っ張り、水道管を埋設せずに露出配管する予定ですが、ケーブルプロテクターでカバーする形の仕様で良いですか。  | 原則、地下埋設を行ってください。なお、通行の支障にならない部分については、発注者と協議のうえ、露出配管とすることができます。   |
| 3  | 基本仕様書内 P5<br>6 留意事項(7)について     | 基本仕様書の 5 頁、6 留意事項(7)について、出店者から事務手数料、清掃、料金、備品代金(例:Wi-Fi、ソーラーライト等)を受け取ることはできますか。<br>また、営利目的以外の使用者から上記代金を受け取ることはできますか。  | にぎわい BOX 内を営利目的として利用する場合は、基本仕様書の 4 頁、5 仕様等(2)カ(ソ)に基づき、出店者からは公園使用料(1,010 円/日)のみを徴収して、市へ納入してください。それ以外の料金又は営利目的以外の場合は、徴収不可としますので、すべて当該委託料に含めてください。<br>なお、広場を営利目的として利用する場合は、「イベント等利用における手引き」に基づき、公園使用料を市に納入してください。 |
| 4  | 基本仕様書内 P4<br>5 仕様書等(2)カ(ソ)について | 基本仕様書の 4 頁、5 仕様書等(2)カ(ソ)について、出店者の公園使用料 1,010 円/人と定められていますが、一つの BOX 内で共同出店する場合は、それぞれに公園使用料が必要でしょうか。   | 出店者ごとに 1,010 円となりますので、BOX 内に複数出店者がいる場合は、それぞれに公園使用料が必要になります。  |
| 5  | 基本仕様書内 P3<br>5 仕様書等(2)ウについて    | 基本仕様書内 3 頁、5 仕様書等(2)ウについて、現地敷地の高低差が分かる資料はありますか。  | 資料はありません。現地での実測により確認してください。  |
| 6  | 基本仕様書内 P2<br>5 仕様書等(2)について     | 基本仕様書内 P2 5 仕様書等(2)建築条件等について<br>①確認申請の敷地境界線の範囲の明示をお願いします。<br>②給水配管は仮設管(VU 管、ポリエチレン管)でいいでしょうか。<br>③排水は全て既存排水桝に接続していいでしょうか。<br>④指定箇所があれば、排水桝の箇所指定の明示をお願いします。 | ①別紙 1 のとおりです。<br>②問題ありません。<br>③問題ありません。<br>④指定箇所はありません。受注後、発注者と協議してください。   |

# 別紙 1

